

# 季節別時間帯別電灯Ⅱ

(エルフナイト10プラス)

低 圧 特 別 約 款  
( 料 金 表 )

平成28年4月1日 実施

# I 本 則

## 1 目 的

この低圧特別約款（料金表）の季節別時間帯別電灯Ⅱ（以下「この料金表」といいます。）は、季節別時間帯別に設定された料金等によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## 2 契約種別

この料金表の契約種別は、季節別時間帯別電灯Ⅱといたします。

## 3 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまがこの料金表の適用を希望され、原則として、平成28年7月31日までに当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (3) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用し、かつ、その総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。
- (4) 7（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロ

ワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### 4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

#### 5 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

#### 6 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）別表7（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

#### 7 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表2（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ 朝夕時間

別表2（休日等）に定める日以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間ならびに別表2（休日等）に定める日の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間

昼間時間および朝夕時間以外の時間をいいます。

## 8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

A表、B表共通

1 契約につき	1,188円00銭
---------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

A表, B表共通

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,620円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	237円60銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A 表 (平成28年5月31日まで)

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	33円26銭	30円28銭

B 表 (平成28年6月1日以降)

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	33円30銭	30円32銭

ロ 朝夕時間

A 表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	21円11銭
------------	--------

B 表 (平成28年6月1日以降)

1キロワット時につき	21円15銭
------------	--------

ハ 夜間時間

A 表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	7円73銭
------------	-------

B 表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	7円77銭
-------------	-------

## 9 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、昼間時間の使用電力量については、夏季およびその他季別に計量いたします。

なお、それぞれの使用電力量の計量は、要綱18（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

また、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。この場合、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、それぞれの季節区分ごとに合算いたします。

## 10 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別等に需給契約を変更することはできません。

## 11 エルフVプラン（200ボルト電化契約）

需要場所における給湯設備，厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要で，お客さまが希望され，平成28年7月31日までに当社との協議が整った場合の料金は，8（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(1)によって算定されたエルフVプラン割引額を差し引いたものに要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合，需要場所における給湯設備，厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは，原則として，いずれの小型機器も定格電圧が200ボルトで使用され，かつ，その定格電圧200ボルトで使用される小型機器の総容量（入力）が10キロボルトアンペア以上の需要（以下「200ボルト電化需要」といいます。）をいいます。

なお，12（エルフVあったかプラン〔200ボルト電化契約〕）または13（エルフSプラン〔電化給湯厨房契約〕）とあわせて適用を受けることはできません。

### (1) エルフVプラン割引額

エルフVプラン割引額は，1月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額が(2)に定めるエルフVプラン割引上限額を上回る場合のエルフVプラン割引額は，(2)に定めるエルフVプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフVプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 10\text{パーセント}$$

なお，この場合，割引対象額は，夏季については朝夕時間および夜間時間，その他季については昼間時間，朝夕時間および夜間時間に使用されたその1月の電力量に8（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

### (2) エルフVプラン割引上限額

1 契約につき	3,240円00銭
---------	-----------

## 12 エルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）

200ボルト電化需要で、お客さまが希望され、平成28年7月31日までに当社との協議が整った場合の毎年11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの料金は、8（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(1)によって算定されたエルフVあったかプラン割引額を差し引いたものに要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、毎年4月の検針日から11月の検針日の前日までの料金は、8（料金）によって算定された料金の場合の金額といたします。

なお、11（エルフVプラン〔200ボルト電化契約〕）または13（エルフSプラン〔電化給湯厨房契約〕）とあわせて適用を受けることはできません。

### (1) エルフVあったかプラン割引額

エルフVあったかプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるエルフVあったかプラン割引上限額を上回る場合のエルフVあったかプラン割引額は、(2)に定めるエルフVあったかプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフVあったかプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 20\text{パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、8（料金）(2)によって算定された金額といたします。

### (2) エルフVあったかプラン割引上限額

1 契約につき	7,776円00銭
---------	-----------

## 13 エルフSプラン（電化給湯厨房契約）

需要場所における給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要で、お客さまが希望され、平成28年7月31日までに当社との協議が整った場合の料金は、8（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(1)によって算定されたエルフSプラン割引額を差し引いたものに要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によ



って算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合、給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは、いずれの小型機器も定格電圧が200ボルトで使用される需要（以下「電化給湯厨房需要」といいます。）をいいます。

なお、11（エルフVプラン〔200ボルト電化契約〕）または12（エルフVあったかプラン〔200ボルト電化契約〕）とあわせて適用を受けることはできません。

#### (1) エルフSプラン割引額

エルフSプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるエルフSプラン割引上限額を上回る場合のエルフSプラン割引額は、(2)に定めるエルフSプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフSプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 5\text{パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、夏季については朝夕時間および夜間時間、その他季については昼間時間、朝夕時間および夜間時間に使用されたその1月の電力量に8（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

#### (2) エルフSプラン割引上限額

1 契約につき	1,620円00銭
---------	-----------

## 14 その他

(1) 当社は、要綱20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算は、別表3（エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(2) その他の事項については、要綱によるものといたします。

(3) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

## Ⅱ 実施細目

### 1 契約容量

お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約主開閉器の設定は不要とし、この場合の契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 \text{ (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、要綱 5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(1)ロにおける電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 \text{ (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

### 2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、別表 1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えされた場合は、夜間蓄熱式機器の設置を証明する書類等を提示していただきます。

- (4) 当社は、別表1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、その機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

### 3 エルフVプラン（200ボルト電化契約）およびエルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）にかかわる取扱い

#### (1) 200ボルト電化需要

イ 専用の屋内電路に直接接続され、かつ、建物の構造耐力上主要な部分と一体性を有していると認められる定格電圧100ボルトの小型機器については、定格電圧200ボルトの小型機器とみなします。

ロ 当社は、200ボルト電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

ハ 給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の定格電圧200ボルトで使用される小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

#### (2) エルフVプラン割引額およびエルフVあったかプラン割引額

イ お客さまが当社に通知をされずに200ボルト電化需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、要綱32（違約金）に準じて算定するものといたします。

ロ エルフVプラン割引額およびエルフVあったかプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が200ボルト電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 要綱19（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算を行なうときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

#### 4 エルフSプラン（電化給湯厨房契約）にかかわる取扱い

##### (1) 電化給湯厨房需要

イ 当社は、電化給湯厨房需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

ロ 給湯設備および厨房設備の定格電圧200ボルトで使用される小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

##### (2) エルフSプラン割引額

イ お客さまが当社に通知をされないで電化給湯厨房需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、要綱32（違約金）に準じて算定するものといたします。

ロ エルフSプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化給湯厨房需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 要綱19（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算を行なうときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

#### 5 その他

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表3（エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

##### (1) 検針期間の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

## (2) 暦日数

- イ 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

# 附 則

## 1 この料金表の実施期日

この料金表は、平成28年4月1日から実施いたします。

## 2 適用範囲についての特別措置

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅱ、低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅱまたはこの料金表の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（当社がこの料金表にかかる供給設備〔引込線、計量器等〕をすべて撤去した場合およびこの料金表以外の他の契約種別等に変更した場合を除きます。）において平成28年8月1日以降にお客さまがこの料金表の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合は、本則3（適用範囲）にかかわらず、当分の間、この料金表を適用いたします。

- (1) 契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において、動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
- (3) 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器を使用し、かつ、その総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。
- (4) 本則7（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあり

ます。

### 3 契約主開閉器および契約容量についての特別措置

(1) 選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅱ，低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅱで契約容量が契約主開閉器以外の決定方法もしくはこの特別措置の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（当社がこの料金表にかかる供給設備〔引込線，計量器等〕をすべて撤去した場合を除きます。）においてお客さまがこの料金表の適用を希望される場合または低圧選択約款の時間帯別電灯（平成28年4月1日実施。なお，当社が低圧選択約款の時間帯別電灯を変更した場合には，変更後の低圧選択約款の時間帯別電灯によります。）本則5（契約容量）(2)，季節別時間帯別電灯Ⅰ（平成28年4月1日実施。なお，当社が低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅰを変更した場合には，変更後の低圧選択約款の季節別時間帯別電灯Ⅰによります。）本則5（契約容量）(2)，低圧特別約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）の時間帯別電灯附則3（契約主開閉器および契約容量についての特別措置）もしくは附則4（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）の適用を受けるお客さま等がこの料金表の適用を希望される場合で，かつ，この特別措置の適用を希望されるときに契約主開閉器および契約容量は，当分の間，次によります。

#### イ 契約主開閉器

本則5（契約主開閉器）にかかわらず，契約主開閉器の設置は，原則として不要といたします。

#### ロ 契約容量

夜間蓄熱式機器のうち別表1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合の契約容量は，本則6（契約容量）にかかわらず，原則として，次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は，(イ)によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

(イ)によってえた値+(ロ)によってえた値×0.1



(イ) 契約負荷設備のうち別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として要綱 5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(2)によってえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

(2) 別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合で、お客さまが希望され、かつ、別表 1（夜間蓄熱式機器）(1)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について、当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、(1)ロ(イ)の値は、実施細目 1（契約容量）に準じて算定いたします。

(3) (1)の適用を受ける場合、要綱Ⅶ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして取り扱うものといたします。

#### 4 夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置

(1) 電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯（以下「従量電灯」といいます。）および低圧選択約款の深夜電力 A および B，従量電灯および低圧選択約款の深夜電力 C，従量電灯および低圧選択約款の深夜電力 D，従量電灯および料金表の深夜電力 A および B，従量電灯および料金表の深夜電力 C もしくは従量電灯および料金表の深夜電力 D の適用を受けているお客さままたは低圧選択約款の時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯 I もしくは料金表の時間帯別電灯の適用を受けており夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しているお客さまがこの料金表に契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、本則 9（使用電力量の計量）にかかわらず、当分の間、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施

設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、原則として、毎日午後11時から翌日の午前7時以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) (1)に該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時までの時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (3) (1)および(2)の場合で、当社が電気の供給をシャ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといいたします。

- (4) (1)および(2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則9（使用電力量の計量）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といいたします。

- (5) (1)および(2)の場合の電気の供給をシャ断する装置（以下「区分装置」といいます。）は、次のとおり取り扱うものといいたします。

イ 区分装置は、契約容量に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。

ロ 区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といいたします。）とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵を提出していただく等当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。

- ハ 区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。
- ニ お客さまの希望によって区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

## 5 B表の適用にともなう切替措置

平成28年6月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、要綱19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額は、別表3（エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

# 別 表

## 1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれかに該当する機器をいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。
- (2) (1)に準ずる通電機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

## 2 休日等

この料金表において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日、11月23日および12月23日

- (3) 各年ごとに定める次の日

平成28年	9月22日
平成29年	3月20日、9月23日
平成30年	3月21日、9月23日
平成31年	3月21日、9月23日
平成32年	3月20日、9月22日
平成33年	3月20日、9月23日
平成34年	3月21日、9月23日
平成35年	3月21日、9月23日
平成36年	3月20日、9月22日
平成37年	3月20日、9月23日
平成38年	3月20日、9月22日、9月23日
平成39年	3月21日、9月23日
平成40年	3月20日、9月22日

- (4) (2)または(3)に定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近い(2)または(3)でない日

- (5) 1月2日, 1月3日, 1月4日, 5月1日, 5月2日, 12月30日および  
12月31日

### 3 エルフVプラン割引上限額, エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算の基本算式

- (1) エルフVプラン割引上限額, エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額を日割りする場合

$$\text{エルフVプラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{エルフVあったかプラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

$$\text{エルフSプラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (2) 要綱19(料金の算定)(1)に該当する場合は, (1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$